

利益相反ポリシー

令和4年8月

公益社団法人日本オリエンテーリング協会

1. 目的

公益法人であるスポーツ競技団体の信頼性を確保するためには、営利法人である企業や個人事業主及び関連する団体・個人等との関わり（いわゆる利益相反問題）について適正に対応する必要がある。本ポリシーの目的は、公益社団法人日本オリエンテーリング協会（以下「本協会」という）の役職員等が、利益相反の取引及び行為を理解し、適正に対応するために、基本的な考え方を策定することにより、オリエンテーリングの普及振興活動を積極的に推進できる環境を整備することにある。

2. 本ポリシーの対象者

本ポリシーの対象者は、本協会の倫理規定第2条に定義されている本協会の役員、委員、職員および指導者（以下「役職員等」という）である。

3. 利益相反行為の定義

利益相反行為の定義は以下のとおりとする。

（1）利益相反取引

ア）役職員等が自己又は第三者のために本協会と取引をしようとするとき。

イ）本協会が役職員等の債務を保証することその他役職員等以外の者との間において本協会と当該役職員等との利益が相反する取引をしようとするとき。

（2）その他の利益相反行為

（1）に直接は該当しないが、役職員等の利益と本協会の利益が相反する行為。

なお、ここでいう利益とはいわゆる経済的行為にとどまらない。例えば役職員等がその影響力を行使して、代表選手選考にかかわる場合などが挙げられる。

4. 利益相反への取り組み

本協会は公益社団法人として高い公共性を有することを踏まえ、利益相反行為に対して適正に対応するよう努めるものとする。本ポリシーの対象者は、本協会が社会からの信頼を損なわないように十分に配慮し事業活動を行う。また、公共の利益と本協会の利益が同等の重きをもって相反する場合には、公共の利

益を損なわないようにする。

- (1) 役職員等については、原則として利益相反取引を禁止とする。
- (2) 役職員等がやむを得ず利益相反取引を実施する場合は、理事会に当該取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。
- (3) 役職員等が、その他の利益相反行為を行う場合には、理事会に申告し承認を受けるものとする。ただし、緊急を要するときは業務執行会議で処理することができるが直近の理事会に報告し、承認を受けるものとする。申告は本人、第三者を問わない。
- (4) 利益相反取引の妥当性を判断する際には、意思決定の透明性を確保するためにその取引についての重要な事実の開示、取引の公正性を示す証憑の有無、内容を保管することとする。

5. 利益相反管理体制

利益相反管理体制は以下のとおりとする。

- (1) 利益相反問題を未然に防ぐために、利益相反相談窓口を設ける。利益相反相談窓口は事務局内に設置し、事務局長がこれを担う。
- (2) 利益相反に関する重要事項は、理事会が審議・審査する。
- (3) 利益相反の管理に当たっては、顧問弁護士をはじめとする本協会外の有識者や各分野の専門家の協力を仰ぐ。
- (4) 理事が利益相反行為の対象者となる場合は、該当者は決議に参加できない。

6. 利益相反行為の適正性の判断基準

理事会において利益相反行為の適正性を判断する際の基準は以下のとおりとする。

- (1) 当該行為を行う以外に他の手段がない、あるいは他の行為より本協会の利益に資する取引であること。
- (2) 本協会の利益を損ねないこと。

7. 自己申告

役職員等は、利益相反の防止・対応のため、下記の事項に該当する場合には、当該行為に関連する情報を利益相反相談窓口へ報告しなければならない。

- (1) 法人の役職を兼業する場合には、当該法人名と役職
- (2) 設備や物品の供与及び寄付等を行う場合

- (3) 本協会の利害と行動に直接・間接的な関係を有するものを利害関係者とし、それに対し施設、設備の利用提供をする場合
- (4) 利害関係者からの物品の購入や施設の賃借をする場合

8. 利益相反に関する審査

利益相反に関する審査及び審査結果に対する不服申立ての手続きは、以下のとおりとする。

- (1) 理事会は役職員等からの開示情報に基づき、利益相反状況を審査する。
- (2) 問題の発生が懸念される時は、関係当事者への事情聴取を行い、改善を要する場合はその旨勧告する。
- (3) プライバシーに関する情報開示は行わない。
- (4) 役職員等は、審査に不服がある場合には、再度理事会に対して審議を求めることができる。理事会は十分に審議を行い、申立者へ審議の結果を報告する。

9. 情報開示

本協会は、本ポリシー等を役職員等へ周知させるとともに、外部へ公開する。

10. 役職員等への啓発

- (1) 利益相反問題に関する意識向上のため、役職員等に対し専門家による研修を実施する。
- (2) 利益相反相談窓口を事務局内に設け、いつでも相談できる体制にする。

11. 見直しの実施

本協会を取り巻く環境、スポーツ団体ガバナンスコードの見直し、国内外の経済社会情勢の変化、利益相反問題の事例蓄積状況等に応じて、本ポリシーの適宜見直しを実施する。

12. このポリシーの改廃は、理事会の議決による。

附則 このポリシーは令和 4 年 8 月 27 日から施行する。